

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により、菊川市から下記の都市計画に係る同法第14条第1項の図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定により、これを公衆の縦覧に供するため、次のとおり公告する。

令和4年5月17日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 都市計画の種類及び名称

東遠広域都市計画道路 3・4・3号菊川駅前通り線  
3・4・71号菊川駅北口線  
8・7・3号菊川駅南北連絡線

2 縦覧場所

静岡県庁交通基盤部都市局都市計画課